

フィンランド

商標規則

2013年7月18日命令 No. 579 により改正された 1964年5月29日命令 No. 296

2013年9月1日施行

目次

第 I 章 商標登録簿

第 1 条 [廃止]

第 2 条

第 3 条

第 4 条

第 5 条

第 6 条

第 6a 条

第 II 章 商標登録の出願

第 7 条

第 8 条

第 9 条

第 9a 条

第 10 条

第 11 条

第 12 条

第 13 条

第 14 条

第 15 条

第 16 条

第 III 章 登録手続

第 17 条

第 17a 条

第 17b 条

第 17c 条

第 18 条

第 19 条

第 20 条

第 IV 章 通知

第 21 条

第 22 条

第 22a 条
第 23 条
第 24 条
第 25 条
第 26 条
第 26a 条

第 V 章

第 27 条 [廃止]
第 27a 条 [廃止]

第 VI 章 特別規定

第 28 条
第 29 条
第 30 条
第 31 条 [廃止]

第 I 章 商標登録簿

第 1 条 [廃止]

第 2 条

フィンランド特許登録庁(以下「特許庁」という)は、登録された商標を商標登録簿に記録する。登録簿には次の事項を記載する。

- (1) 商標登録の出願番号，及び出願日若しくは出願日とみなされる日
- (2) 登録番号と登録日
- (3) 商標所有者の名称若しくは商号及び居所
- (4) 登録商標の対象となる商品若しくはサービスの類及び商品若しくはサービス
- (5) 該当する場合は，団体標章に関する記載
- (6) 当該登録が法的効力を有さない旨の記載
- (7) 商標法(法律 7/1964)第 56g 条第 2 段落に基づく記載
- (8) 商標法第 56i 条第 2 段落，第 56j 条第 2 段落又は第 57a 条による記載
- (9) 商標法第 52 条に基づく措置に関する記載
- (10) 登録又は登録出願が先の登録若しくは登録出願からの分割によるものである旨，及び先の登録又は登録出願の番号

商標法第 15 条(権利の部分放棄)に定める保護範囲からの除外及び同法第 18 条及び第 30 条に定める優先権も登録簿に記載される。また，商標の色及び，特許庁の裁量において，商標の他の特徴についても記載される。

商標の所有者がフィンランドに在住していない場合は，商標所有者の代理人が登録簿に記載されるものとする。代理人の記載は，特許庁が適切と判断するその他の場合にもなされる。

第 3 条

登録の更新申請は，申請日を明記して遅滞なく登録簿に記載される。更新申請に対する決定があった場合は，その決定が登録簿に記載される。商標登録の更新が登録簿に商標所有者として最新に記入されている以外の者に対して許可された場合は，かかる新たな商標所有者についての情報が更新決定と共に登録簿に記載される。

商標法第 22 条第 4 段落に基づき，更新料の納付によって登録が更新される場合も，登録簿に更新の記入がされる。

商標法第 17a 条に定める商標登録の分割を求める出願がなされた場合，その旨が直ちに登録簿に記入される。出願に対して決定がされたときは，その決定が登録簿に記入される。

第 4 条

商標法第 24 条から第 26 条まで又は第 31 条に基づいて登録が登録簿から抹消された場合は，抹消日及び抹消の理由が登録簿に記載される。

第 5 条

商標法第 33 条若しくは第 34 条に基づいて商標の譲渡又はライセンスの付与を登録簿に記載すべきことが請求された場合は，その旨が遅滞なく登録簿に記載されるものとする。その請

求に対して特許庁の決定がされた場合は、その決定が登録簿に記載される。請求が容認された場合は、商標の新しい所有者又はライセンシーの名称若しくは商号及び居所、並びに譲渡若しくはライセンス契約の日付が登録簿に記載される。ライセンス契約の場合は、特許庁は、各場合につき裁量により、ライセンス契約に定められているライセンシーの権利の制限に関して記載する。

商標法第 33 条第 3 段落の質権設定契約の登録についての請求は、登録簿に記載され、請求に対して遅滞なく決定がなされるものとする。その決定内容と決定日が登録簿に記載され、請求が容認された場合は、質権者の名称若しくは商号と居所、更に質権設定契約日と質権設定日が記載される。

ライセンス又は質権が効力を失ったことが証明された場合は、その旨が失効日及び失効の理由と共に登録簿に記載される。

第 1 段落に定める場合以外の商標権の移転についても登録される。

第 6 条

第 2 条から第 5 条までに定めるもの以外で登録商標に関して特許庁がする決定及び措置、並びに第 4 条に定めるもの以外で商標事件に関して特許庁に通知される裁判所の決定についても、それらが直接に商標登録簿の記載に係る場合は登録簿に記載される。

第 6a 条

第 3 条第 2 段落にいう以外の登録簿の記録の写しは、出願人に対して登録の書類として与えられる。

第 II 章 商標登録の出願

第 7 条

商標登録の出願は、出願人又はその代理人が署名した書面とするものとする。特許庁が要求する場合は、出願書類の一部を構成する外国語による付属書類についてのフィンランド語若しくはスウェーデン語の公証翻訳文を特許庁に提出しなければならない。

第 8 条

登録出願をする場合は、商標ごとに個別の出願をしなければならない。このことは、申請が商標に関して取られる他の措置に関する場合も同様である。

出願人が登録を求める範囲を拡張して願書において言及されているもの以外の技術に属する商品を含めようとする場合は、その趣旨の別の願書を提出しなければならない。

第 9 条

商標登録の願書には次の事項を記載しなければならない。

- (1) 出願人の名称若しくは商号、居所及び住所
- (2) 出願人が代理人を任命している場合は、代理人の名称、居所及び住所
- (3) 図形、語、文字、数字、又は商品若しくはその包装の形状で構成される商標
- (4) 登録商標の対象とする商品若しくはサービス、及び当該出願において対象とする商品若しくはサービスの類

第 2 段落は命令 No. 188/96 により廃止された。

出願が図形、又は特別の印刷字体による語、文字、数字若しくはそれらの組合せから成る商標の登録に係る場合は、願書に、最大サイズ 8cm×8cm の耐久性ある用紙に複写可能な態様にした商標の表示を 10 通添付しなければならない。色彩を要素とする登録を出願する場合は、願書に色彩の説明が記載されなければならない。

第 4 段落は命令 No. 258/92 により廃止された。

出願人がフィンランドで事業をしていない場合は、出願人がフィンランドで登録を求める商標の対象商品について自国でその商標の登録をしていることを証明する自国の商業登記簿の抄本(自国での登録証書)を願書に添付する。一定の国で事業を遂行している出願人に対して自国の登録証書提出義務を免除する規定が商標法に定められている。

団体標章の登録願書には、団体標章法(法律 795/80)第 3 条に規定する書類を添付する。

第 9a 条

商標法第 17a 条に基づき出願を分割する場合、出願人は元の出願の対象である商品の内、分割により別途同一商標の対象とする部分につき新たな出願をしなければならない。この場合、元の出願(親出願)の対象に留まる商品の一覧を親出願の付属書類として提出しなければならない。分割による新たな出願においては、それが親出願からの分割出願である旨を明記するものとし、かつ新出願は商標法第 17 条の規定を遵守してなされなければならない。

第 10 条

商標登録出願において、出願人は、特許庁が必要と判断する場合は、当該標章が何を表そう

としているか及び出願人が何をその商標の特徴と考えているかについて説明書を提出するか又は技術手段によってそれらを示さなければならない。

出願が商品若しくはその包装の外形に関するものである場合に、特許庁が必要と考えるときは、その見本を特許庁に提出しなければならない。

第 11 条

商標法第 20 条第 2 段落又は第 56c 条第 2 段落に規定する異議申立は、特許庁に書面で 2 通提出するものとする。異議申立書に添付する書類も可能な限り 2 通提出する。また、異議申立理由を記載し、異議申立に関わる商品又はサービスを明記する。

第 1 段落の規定は、異議申立に対する答弁書にも準用される。

第 12 条

登録の更新申請書には次の事項を記載しなければならない。

- (1) 申請人の名称若しくは商号、居所及び住所
- (2) 新しい代理人の名称、居所及び住所
- (3) 申請人が保護範囲の制限を求める場合は、その旨及び制限後に出願人が登録商標の対象とする商品又はサービス及びそれらの類
- (4) 既に登録簿に記載されている類と同じである場合を除いて、特定した各場合において出願人が登録商標の対象とする商品若しくはサービスが属する類

商標法第 22 条第 4 段落に基づき更新手数料の支払によって商標登録が更新される場合は、登録番号及び納付者の名称及び住所を明示するものとする。

第 13 条

登録商標の変更に関する商標法第 23 条に基づく申請においては、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 申請人の名称若しくは商号、居所及び住所
- (2) 新しい代理人の名称、居所及び住所
- (3) 希望する変更の明確な指摘

申請人が商標の所有者として登録簿に記載されている者と異なる場合は、申請書に申請人の商標に関する権利を証明する文書を添付する。

申請書には、商標の第 9 条にいう表示又は色彩の表示を添付する。

第 14 条

登録商標の譲渡その他の移転を登録簿に登録することを求める申請書には、第 9 条第 1 段落に規定する事項を記載する。新しい商標所有者以外の者が申請する場合は、その申請内容に対する新所有者の同意書を申請書類に含めなければならない。

申請書には次の書類を添付する。

- (1) 当該商標が譲渡されたことを述べ、かつ、当該譲渡が登録商標の対象全体に係わらない場合は、譲渡に係る商品又はサービスを特定する書面
- (2) 商標法第 28 条に該当する場合は、同条に定める関係国における登録の証明書

第 15 条

商標に関するライセンス登録の申請は、商標の所有者又はライセンシーの何れもこれを行うことができる。申請書には、ライセンシーの名称若しくは商号、居所及び住所、ライセンス許諾契約の締結日、及びライセンシーの権利に対する制限であって合意に達したものを記載しなければならない。更に、ライセンス許諾契約書を申請書に添付する。

第 16 条

質権設定を登録簿に記載することを求める申請書には、質権者の名称若しくは商号、居所及び住所、並びに質権設定契約の締結日を記載する。更に、質権設定契約書を申請書に添付する。

第 III 章 登録手続

第 17 条

工業所有権の保護に関するパリ条約(フィンランド条約集 43/75)又は世界貿易機関設立協定(フィンランド条約集 5/95)の締約国であるフィンランド以外の国で商標登録の出願がなされ、かつ、当該出願国での出願後 6 月以内にフィンランドで当該商標の登録出願がされた場合、フィンランドにおける当該出願は、他の出願及び他の取引上の表象の使用との関係においては、当該締約国での出願の時に出願がなされたものとみなされる。本規定はまた、特許庁が特別の理由により上記の条約若しくは協定の締約国でなされた出願と同視できるものと判断するフィンランド国外での商標登録出願にも適用される。

第 1 段落に規定する優先権を取得するためには、出願人は、フィンランドでの出願日後 1 月以内に書面で優先権の主張をし、同時に優先権を主張する外国出願の出願国と出願日を明示し、更に速やかに出願番号を特許庁に通知しなければならない。優先権が出願の対象である商品又はサービスのすべてに係らない場合は、関係の商品及びサービスを特定する必要がある。

第 17a 条

特許庁は、特段の理由がある場合は、出願人に対して提出期限を明示して、優先権を証明するために、優先権を主張する出願の出願日及び出願人の名称についての証明書、願書の写し及び関係商標を特許庁に提出するよう求める指令を発することができる。上記の証明書は優先権が主張される出願を受領した外国の特許当局が発行し、また写しは当該特許当局が認証する。特許庁が指定する上記提出期限はフィンランドでの出願日から 3 月に満たない日であってはならない。

出願人が第 1 段落に規定する通知に従わない場合は、優先権は失われる。

第 17b 条

各商品又はサービスに関して外国でなされた出願に基づく優先権は、最初にされた外国での出願に基づいてのみ主張することができる。

第 17c 条

商標法第 18 条に基づく優先権は、第 17 条第 2 段落に定める期限内に主張しなければならない。必要な場合は、出願人は博覧会が国際的なものであったことの証拠を提出する。

第 18 条

商標法第 20 条第 2 段落又は第 56c 条第 2 段落に基づく異議申立がある登録に関して提起され、その異議申立が明らかに不当とは認められない場合は、当該登録商標の所有者は特定の期限内に答弁書を提出する。

第 19 条

商標の登録簿からの抹消及び商標法第 23 条、第 33 条及び第 34 条に規定する登録関係事項においては、登録出願の処理に関する同法第 19 条に定めるのと同じの手続が適用される。

商標の所有者が自己の商標の登録簿からの抹消を請求した場合において、当該商標に登録されたライセンシーが存在するときには、必要な場合、当該ライセンシーに商標所有者による抹消請求を通知し意見書を提出する機会を与えるものとする。

第 20 条

特許庁は、特定の語から成る商標が登録簿に登録されているか否かについての公衆による質問に答える義務を負う。

第 IV 章 通知

第 21 条

商標法に基づく公告は、特許庁が発行する商標公報においてなされるものとする。

一切の付属書を含め登録に関する出願書類，及び国際出願に関する書類は，公告日から 2 月間，登録についての情報を求めるすべての者に特許庁において公開される。

第 22 条

商標法第 20 条に基づく公告は次の事項を含むものとする。

- (1) 登録の前に出願公告がなされる場合は，公告日
- (2) 商標出願番号
- (3) 登録番号
- (4) 商標
- (5) 出願日又は出願日とみなされる日
- (6) 登録日
- (7) 商標所有者の名称若しくは商号及び居所
- (8) 商標所有者が代理人を任命している場合は，代理人の名称
- (9) 商標権の対象となる商品又はサービスの類
- (10) 団体標章に関する記載
- (11) 商標法第 56i 条第 1 段落又は第 56j 条第 1 段落に基づき国際登録を基礎とした商標登録出願をする場合，当該国際登録の登録番号と登録日
- (12) 出願が先の出願からの分割によるものである場合，親出願の番号
- (13) 出願の分割の場合，分割による新たな出願の番号
- (14) 商標法第 57a 条に規定する出願が共同体商標庁から付託された出願に基づいている場合は，当該共同体商標の出願番号

公告は更に，商標に使用される色彩の一覧，及び特許庁の判断により商標のその他の特徴，並びに第 2 条第 2 段落に規定される権利の部分放棄及び優先権の記載も含む。

公告においては，商標法第 20 条第 2 段落に規定する登録に対する異議申立の可能性についても知らせるものとする。

第 22a 条

商標法第 56c 条に基づく公告は次の事項を含むものとする。

- (1) 公告日
- (2) 国際登録番号
- (3) 商標
- (4) 国際登録日
- (5) 商標所有者の名称若しくは商号及び居所
- (6) 商標所有者が代理人を任命している場合は，代理人の名称
- (7) 商標権の対象となる商品若しくはサービスの類
- (8) 団体標章に関する記載

公告においては更に，商標が色彩商標である場合はその旨の表記，及び特許庁の判断により

商標のその他の特徴，並びに権利の部分放棄及び優先権の記載も含まれる。

公告においては，商標法第 56c 条第 2 段落に規定する国際登録に対する異議申立の可能性についても知らせるものとする。

第 23 条

商標法第 21 条第 1 段落及び第 56d 条第 3 段落に基づく公告には，登録番号及び商標所有者の名称若しくは商号を含める。

第 24 条

登録簿からの抹消と商標保護範囲の制限に関する商標法第 24 条及び第 56h 条に基づく公告，並びに登録の更新に関する商標法第 56k 条に基づく公告においては，登録番号を公示する。

第 25 条

商標の譲渡，ライセンスの登録又はライセンスに係る通知に関する商標法第 33 条第 1 段落，第 34 条第 1 段落及び第 56k 条に基づく公告は，登録番号，新所有者又はライセンシーの名称若しくは商号及び居所，並びに特許庁が必要と判断するその他の事項を公示する。

第 26 条

商標の変更に関する公告は，登録番号，変更版としての商標，及び商標所有者の名称若しくは商号及び居所を公示する。

第 26a 条

商標法第 56g 条第 2 段落の公告は，取って代わられたフィンランド国内登録の登録番号及び有効となった国際登録の登録番号を公示する。

第 V 章

第 27 条 [廃止]

第 27a 条 [廃止]

第 VI 章 特別規定

第 28 条

本規則は 1964 年 6 月 1 日から施行される。次のものは本規則により廃止される。
効力を持続している場合の、一定の外国の特許及び商標の保護に関する改正条項を含む 1921 年 9 月 30 日公布の規則(230/21)、商標に関する支払手数料についての条項を含む場合の、特許及び商標の手数料に関する 1963 年 7 月 15 日公布の規則(383/63)及び 1889 年 4 月 4 日に出された商標保護に関する宣言

第 29 条

既に提出されたが 1964 年 6 月 1 日より前には決定がされていない商標登録出願に関して、出願人は、商標法第 20 条に基づく公告がなされる前に、第 27 条に定める手数料を支払う義務を負う。手数料の金額は、公告時に当該出願が対象としている類の数によって決定される。出願人が登録料として先に納付している金額は手数料額から控除される。ただし、公告の時点でこのような出願が 3 の類を超える商品を対象としていない場合は、出願人は既に納付済みの登録料の額を超えて手数料の請求はなされない。

1964 年 6 月 1 日より前に提出された出願が拒絶、却下又は取り下げられた場合は、既に納付された登録料の半額が出願人に返還される。

第 30 条

1964 年 6 月 1 日より前に登録期間が満了した商標登録の更新申請が同日現在係属している場合は、特許及び商標の手数料に関する規則に基づき既に所定の手数料を納付している出願人は追加手数料を請求されない。その他の場合は、1964 年 6 月 1 日現在係属している更新申請については本規則に従って手数料が請求される。

第 31 条 [廃止]